

平成24年（ワ）第3671号・平成25年（ワ）第3946号

大飯原子力発電所運転差止等請求事件

原告 竹本 修三 外

被告 国 外1名

原告第78準備書面

—大阪地裁令和2年12月4日発電所運転停止命令義務付け請求事件判決について—

2021年（令和3年）2月17日

京都地方裁判所 第6民事部合議ろA係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 出口 治 男

同 渡 辺 輝 人 外

第1 はじめに

本書面は、大阪地裁令和2年12月4日発電所運転停止命令義務付け請求事件判決（以下「本判決」という）に基づいて原告らの主張を補充するものである。

大阪地裁令和2年12月4日発電所運転停止命令義務付け請求事件は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（平成29年法第15号による改正前のもの）43条の3の8第2項が準用する43条の3の6第1項3号、4号に違反することを根拠として平成29年5月24日原子力規制委員会が行った大飯原子力発電所第3号機、第4号機の設置変更許可処分の取消しを求める事案である。

この点、上記裁判例は行政訴訟であり、民事訴訟である本件とは訴訟形態を異にするものの、主要なテーマおよび判断過程等の主要な争点は同一であり、本件の参考事例といえる。

本判決は、1992年10月29日の伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件に関する最高裁判決の判断枠組みに従い、原子力規制委員会の判断に不合理な点があるか否かという観点から審理、判断をしている。原子力規制委員会が制定した「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」（以下「地震動審査ガイド」という。）によれば、地震規模の設定に用いる経験式は平均値としての地震規模を与えるものであり、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。にもかかわらず、経験式に基づき算出された地震モーメントの値に何らかの上乗せをする必要があるか否か等について何ら検討することなく、本件申請が設置許可基準規則4条3項に適合し、地震動審査ガイドを踏まえているとしたことは、原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があると、本判決は判示したものであり、福島第一原子力発電所事故後初めて原発の設置（変更）許可処分を取り消した判決として評価に値する。

以下、大阪地裁が違法と認定した論点を論述する。

第2 判決の概要

1 判断枠組み

本判決は下記の通り（甲579）判断枠組みとして、伊方原発事件に関する最高裁平成4年10月29日判決を引用し、原子炉施設の安全性に関する司法判断について厳格な判断過程審査を行った。このような判断手法は、民事訴訟ではあるものの、原子炉施設の安全性が主題となる本件においても妥当する。

「(1) 判断枠組み

原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる発電用原子炉設置(変更)許可

処分の取消訴訟における裁判所の審理, 判断は、原子力規制委員会の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、原子力規制委員会の調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該発電用原子炉の設置(変更)許可申請が上記具体的審査基準に適合するとした原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤, 欠落があると認められる場合には、原子力規制委員会の判断に不合理な点があるものとして、その判断に基づく上記処分は違法であると解するのが相当である(伊方原発事件に関する最高裁平成4年10月29日判決)。」

2 具体的審査基準(新規制基準における基準地震動の策定に関する定め)について

本判決は、新規制基準における基準地震動に関する規則について下記の通り解釈し必要な審査基準(必要な調査審議及び判断過程)を設定した。

(1) 設置許可基準規則4条3項

設置許可基準規則4条3項は、発電用原子炉施設のうち、一定の重要なものは、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力(基準地震動による地震力)に対して安全機能(設置許可基準規則2条2項5号参照)が損なわれるおそれがないものでなければならない旨を定める。

(2) 「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(規則の解釈)

設置許可基準規則を受けて原子力規制委員会が定めた内規である、当時の「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置, 構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(規

則の解釈)は、基準地震動の策定過程に伴う各種の不確かさ(震源断層の長さ、地震発生層の上端深さ・下端深さ、断層傾斜角等の不確かさ並びにそれらに係る考え方及び解釈の違いによる不確かさ)については、敷地における地震動評価に大きな影響を与えると考えられる支配的なパラメータについて分析した上で、必要に応じて不確かさを組み合わせるなど適切な手法を用いて考慮する旨を定める。

(3) 「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」(地震動審査ガイド)

設置許可基準規則及び規則の解釈の趣旨を十分踏まえ、基準地震動の妥当性を厳格に確認するために活用することを目的として原子力規制委員会が定めた「基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド」(地震動審査ガイド)は、「震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。」(I.3.2.3(2)。本件「ばらつき条項」。下線は原告代理人。甲581：基準地震動及び耐震設計方針に係る審査ガイド)と定めた。この第二文は、改定前の審査ガイドである「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」(平成22年12月20日原子力安全委員会了承)に含まれなかったものであり、新規制基準策定後、付加されたものである(甲582：「発電用原子炉施設の耐震安全性に関する安全審査の手引き」)。

② 震源断層モデルの長さ又は面積、あるいは単位変位量（1回の活動による変位量）と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲を十分に検討して行うこと。

[甲582・13頁]



(2) 震源モデルの長さ又は面積、あるいは1回の活動による変位量と地震規模を関連づける経験式を用いて地震規模を設定する場合には、経験式の適用範囲が十分に検討されていることを確認する。その際、経験式は平均値としての地震規模を与えるものであることから、経験式が有するばらつきも考慮されている必要がある。

【甲581・3頁】

(4) 「ばらつき条項」の解釈

本判決は、上記地震動審査ガイドの成立経緯（東日本大震災を契機としたガイドライン改訂の際の京都大学防災研究所教授川瀬委員発言（甲580・47頁）から「ばらつき条項」の第2文を下記のとおり解釈した。

「経験式は、二つの物理量（ここでは、震源断層面積と地震規模）の間の原理的関係を示すものではなく、観測等により得られたデータを基に推測された経験的關係を示すものであり、経験式によって算出される地震規模は平均値である。そこで、実際に発生する地震の地震規模は平均値からかい離することが当然に想定されている。地震規模（地震モーメント）は、震源モデルの重要なパラメータの一つであり、その他のパラメータの算出に用いられるものであって、基準地震動の策定における重要な要素であるといえる。そうすると、経験式を用いて地震モーメントを設定する場合には、経験式によって算出される平均値をもってそのまま震源モデルにおける地震モーメントとして設定するのではなく、実際に発生する地震の地震モーメントが平均値より大きい方向にかい離する可能性を考慮して地震モーメントを設定するのが相当であると考えられる(例えば、経験式を導く基礎となったデータの標準偏差分を加味するなど)。ただし、他のパラメータの設定に当たり、

上記のような方法で地震モーメントを設定するのと同視し得るような考慮など、相応の合理性を有する考慮がされていれば足りるものと考えられる。また、経験式が有するばらつきを検証して、経験式によって算出される平均値に何らかの上乗せをする必要があるか否かを検討した結果、その必要がないといえる場合には、経験式によって算出される平均値をもってそのまま震源モデルにおける地震モーメントの値とすることも妨げられないものと解される。」

上記の「平均値」とは、「入倉・三宅式に基づき計算された地震モーメント」を指すものである。つまり、本判決は、「入倉・三宅式に基づき計算された地震モーメント」が「平均値」であるため、審査ガイドの「ばらつき条項」を満たすには、「入倉・三宅式に基づき計算された地震モーメント」に加え、それに対する「上乗せ」の要否の調査審議、判断が必要であるとの司法審査基準を設定したのである。

(5) そして、本判決は、以上の基準（規則等の解釈）を前提として、原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程を司法審査し、結論として、「過誤、欠落」があると結論づけた。

3 判決の論旨

(1) 判決の論旨

判決は、以下の通り、①関西電力が、地震動審査ガイド「1.3.2.3(2)」(ばらつき条項)の「ばらつきの考慮」を行っていないことを認定し、②原子力規制委員会がばらつきを考慮した上乗せの要否について検討を行うべきであったにもかかわらず、これを検討せずに処分を行ったことに対して調査審議及び判断の過程には、看過し難い過誤、欠落があると結論づけた。

①「参加人¹は、本件申請において基準地震動を策定する際、地質調査結果等に基づき設定した震源断層面積を経験式に当てはめて計算された地震モーメントをそのまま震源モデルにおける地震モーメントの値としたものであり、例えば、経験式が有するばらつきを考慮するために、当該経験式の基礎となったデータの標準偏差分を加味するなどの方法により、実際に発生する地底の地震モーメントが平均値より大きい方向にかい離する可能性を考慮して地震モーメントを設定する必要があるか否かということ自体を検討しておらず、現に、そのような設定（上乘せ）をしなかった。」

②「原子力規制委員会は、経験式が有するばらつきを考慮した場合、これに基づき算出された地震モーメントの値に何らかの上乗せをする必要があるか否か等について何ら検討することなく、本件申請が設置許可基準規則4条3項に適合し、地震動審査ガイドを踏まえているとした。」

③（結論）

「このような原子力規制委員会の調査審議及び判断の過程には、看過し難い過誤、欠落があるものというべきである。」

(2) 原子力規制委員会が「ばらつき」を考慮しないまま設置変更許可処分をおこなったこと

ここで、平成29年5月24日原子力規制委員会が行った大飯原子力発電所第3号機、第4号機の設置変更許可処分（甲583 関西電力株式会社大飯発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号及び4号発電用原子炉施設の変更）に関する審査書）の内容をみると「規制委員会は、申請者が実施した『敷地ごとに震源を特定して策定する地震動』の評価については、複数選定した検討用地震ごとに、不確かさを考慮して応答スペクトルに基づく地震動評価及び断層モデルを用いた手法による地震動評価を適切な手法で行っていることから、解釈別記2の

¹ 関西電力

規定に適合していることを確認した。」(甲583・13)としている。しかしながら、申請者関西電力が検討用地震として選定したFO-A~FO-B~熊川断層による地震及び上林川断層による地震については、入倉・三宅式に基づいた震源モデル及び震源特性パラメータを設定したのみであり、当該経験式(入倉・三宅式)の基礎となったデータの標準偏差分を加味するなどの方法により、実際に発生する地底の地震モーメントが平均値より大きい方向にかい離する可能性を考慮して地震モーメントを設定する必要があるか否かということ自体を検討していないことがわかる(甲583 16乃至18)。

すなわち、原子力規制委員会は、地震動審査ガイド「1.3.2.3(2)」の「ばらつき」の考慮」を行わないまま審査を行い、変更許可処分を行ったものである。

第3 結語

以上、大阪地裁が指摘した通り、原子力規制委員会による、大飯原発第3第4号機の審査は、地震動審査ガイド「1.3.2.3(2)」を逸脱していることが明らかであり、同発電所は設置変更許可処分が取消される瑕疵がある。

そして、本件民事訴訟に照らせば、このような瑕疵ある発電所の存在は原告らの人格権を侵害するため、その差止めが認められなくてはならない。

以上